

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）

納 期

令和4年11月1日（火）～11月30日（水）

（注1）土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

（注2）災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された「第2期分」の金額が納税する額です。

予定納税額の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由で、令和4年10月31日（月）の現況による令和4年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和4年11月15日（火）までに「予定納税額の減額申請書」（※）に必要事項を記載し、所轄税務署に提出してください。

提出後、税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

※ 「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページ

（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/02.htm>）に掲載しています。

予定納税額の納付方法

振替納税を利用している方	<p>令和4年11月30日（水）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。令和4年11月29日（火）までに預貯金残高をご確認ください。</p> <p>なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。</p>
振替納税を利用していない方	<p>令和4年11月30日（水）までに以下のいずれかの方法で納付手続きを行ってください。詳しくは国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm）をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替） ・インターネットバンキング等 ・クレジットカード納付 <ul style="list-style-type: none"> ※ クレジットカード納付は決済手数料がかかります。 ・コンビニ納付（QRコード） ・コンビニ納付（バーコード） <ul style="list-style-type: none"> ※ コンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります。 ・金融機関又は所轄の税務署窓口で納付

スマートフォン等で
右のQRコードから
アクセスできます。



※ 納付には便利な振替納税をご利用ください。

「振替依頼書」は自宅からe-Taxで提出することができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/online.htm>）。

※ QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォン等で
右のQRコードから
アクセスできます。

